

電 氣 通 信 委 員 会 議 録 第 十 号

(三三〇)

昭和二十八年七月三日(金曜日)
午後一時五十一分開議

出席委員

委員長 成田 知巳君
理事 岩川 與助君 理事 堀原時三郎君
理事 橋本登美三郎君 理事 原 茂君
理事 中村 梅吉君
庄司 一郎君 齋藤 憲三君
柴田 義男君 甲斐 政治君
松井 政吉君 三輪 壽壯君
風見 章君

出席國務大臣

郵政大臣

出府政府委員

郵政事務次官

郵政事務官(大)

臣官房電氣通信

監理官

郵政技官(大)

信監理官

委員外の出席者

大藏事務官(管

財局)国有財産第

一課長

日本電信電話

公社副總裁

専門員

専門員

専門員

中村 寅市君

吉田 弘苗君

三男君

木村 三男君

木村 三男君

木村 三男君

木村 三男君

木村 三男君

木村 三男君

木村 三男君

公衆電氣通信法案(内閣提出第九一
号)

有線電氣通信法案(内閣提出第九二
号)

有線電氣通信法及び公衆電氣通信法
施行法案(内閣提出第九三号)

○成田委員長 ではただいまより開会
いたします。

公衆電氣通信法案、有線電氣通信法
案並びに有線電氣通信法及び公衆電氣
通信法施行法案を一括議題とし、質疑
を続けます。柴田委員に申し上げます。

が、きのう柴田委員が御質問なさいま
した国際電信電話株式会社の株式の間
題につきまして、本日は大蔵省国有財
産第一課長の木村さんが見えなくなつ
ておりますので、まずその点について
御質疑をいただきたいと思います。

○柴田委員 昨日の委員会におきまし
て、大蔵当局の御出席がございました
ので御答弁を承り得ないでございました
が、私どもは国際電信電話株式が設立
になりました当初、大蔵省が株式を市
中銀行あるいは地方銀行、信託会社、
生命保険会社等々に十八億八千六百六
十九万三千五百円を交付しまして、現
金化しておりますのでございますが、
この十八億何の金を集めますかの
に、払込額の五十円を株式をこれらの
諸会社に持たしたというところは、どう
しても納得がいかないであります。
世上伝えられるところによりますと、
国際電信電話の経営の状況は、予算の
状況で拝見いたしましたしても相当利益を

見ることば明らかだ、こういう場合に
一般市場では、おそらくこの株式は三
倍ないし四倍の価値があるであろうと
いうことが伝えられておるのでありま
す。こういう見通しのあるものを、大
蔵省当局は何ゆゑに払込み価格をもつ
て、これらの特定の銀行、会社等に売
りつけたのであるか、この根拠を承り
たいと存するものであります。

○木村説明員 国際電信電話の株式の処
分については大蔵省の立場を申し上げ
ますと、関係しているものをざつと説
きますと、出資したものは公社であ
る。公社が現物出資をして株を公社が
受取る。ところがその株は大蔵省の方
に引渡す。大蔵省においてその株を処
分してかわり金を公社に入れる。こう
いう仕組みになっておりますので、い
わば大蔵省の態度としましては、形式
上立場は公社にかつて善良な管理者
の注意をもつて、関係法令に定められ
た株の処分例によつてやれば、責任
は一応ないわけでありまして、ところが
この電通株式の設立の経緯なり、ある
いはその公益的な性質から見ますと、
ただ株をもらつて売つて金を入れば
いいというだけでは済まされないもの
があるものであります。つまりこの会社
は非常に特殊な会社でありますけれど
も、政府は株主にならない。公社の方
も株主にならない。つまり政府関係に
おいては株主としての地位を持たない
で、民間において株を持つというよう
な会社はなるわけでありまして、これ
も、会社の設立に際しましてわれ／＼

といたしましては、今申しましたよう
な沿革なりあるいは性格なりから考え
まして、スタートに際しまして企業を
安定した基礎に置かなければならぬ
ということ、ぜひ株の処分にあつた
つも考えなければならぬ。つまりこ
れだけの株につきまして、設立当初に
おいてはただ今のような規定によりま
して、大蔵省が株を処分し得る状態に
おいて扱つておるといふのであります
から、会社としては四月一日からスタ
ートする、それにつきまして株の処分
につきましては、今のような関係から
経営の基礎を安定するような処分方法
をとることが望ましい。これはただそ
う思うだけでなくて、そういう株式の
処分方法は予算、決算、会計令なり、あ
るいは大蔵省の証券取扱の内規によ
つてはかにも認められておりますこと
ろの一般の例なのであります。それに
のつとりまして安定株主を得るよう
な方向において相当部分をまず売らな
ければならない。それにはどういふもの
をもつて安定株主とするか、こういう
問題が第二段に起るわけでありませ
う。そうしますと、これは株と申しま
しても公益的の事業でありますから、配
当なども安定しておりますし、事業も
大体普通通り下りの波のあるような会
社とは違つたもので、いわゆる財産
株としても金融機関方面におきまして
もこういうものを持つておりますこと
が望ましいし、またそれにもわかに離
さぬというふうな裏づけがありますし
ば、金融機関方面なども安定株主とし

て望ましい方面である。金融機関関係
だけでなくして、損害保険関係等も一
種の金融機関でありますけれども、事
業関係においても関連が出て来る。ま
たいろいろの機関もございまして、金
融方面も考える。それだけではまだ安
定株主としての層を網羅したことにな
らない。関連産業においても必分の株
を持つていただく。それから貿易商社
とか、その他国際電信電話株式の役員、
従業員、これは会社とその運命をとも
にするものでありますから、そういう
方面の方にも持つていただく。そうい
ういわゆる安定株主を得る。あるいは
従業員諸君というものをこれにかみ合
せまして、大株主数の六割見当を目
安にしまして、今のような方式でまず
最初に処分をして基礎をつくるという
ことが望ましいというところを考えた
ので、第一回の処分といたしまして
以上申しましたような趣旨で金融機関
方面、関連産業方面、会社そのものの
役員、従業員その他関係者に、従業員
処分の方法をもつて株を処分したので
あります。大蔵省の考え方としての方
針は以上の通りであります。

○橋本(登)委員 ただいまの柴田委員
の質問に関連してであります。あの
条文の解釈でございまして、いわゆる
国際電信電話株式会社の附則二十一
に「政府は、有価証券市場の状況を考
慮し、なるべくすみやかに、前項の規
定により譲り受けた株式を処分しなけ
ればならない」という規定があるので
あります。ところで国際電信電話株式

七月二日
歌垣郵便局に電報電話事務開始の請
願(松原喜之次君外一名紹介)(第二
二九九号)
の審査を本委員会に付託された。
本日の会議に付した事件

をつくる場合においては、その資本の計上の仕方はできるだけ有利に、のれん——のれんという言葉は使っておりませんが、そういうものも勘案して、できるだけ有利に評価しなくてはならぬという附則があるわけであり、これはもちろん法律上にはこの条項と関連はありませんが、要するに日本電信電話公社の持つておる財産を評価し、かつまたこれを処分する場合においては、できるだけ日本電信電話公社に対して有利な条件で行わなければならない、こういう意味合いだと思っております。従つてこの附則の二十一の証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかにこれを処分するという事項も、いわゆる公社の財産を評価する場合においては、できるだけ有利に公社の立場を考へて評価しなければならぬというものと関連性があるとわれ／＼は解釈いたします。従つて大蔵省が安定株主を考へるということについても、一応の理論はあるけれども、今当委員会の委員の質問がありましたが、当時は相当国際電信電話公社の株券が有利に評価をうわさされておつた。先ほど来申したように、大阪方面では五百円の株が二千円くらいにうわさされておつた。これは単なるうわさですが、とにかく法律的に私は質問するので、この二つの条項から考へて、大蔵省は株券の処分に対しても忠実にこれを処分すると同時に、公社の財産に対して有利な条件によるように処分する義務を持つておると考へるが、安定株主を得ると同時に有利な条件でこれを処分すべきものと思へるものであるが、その点についてまず第一にお聞きしたい。

○木村説明員 処分の価格の問題であります。ただいま御指摘の通り、安定株主層を得るといふ方式をとるにしても、価格の点は財政法の規定がございまして、適正な対価なくしては処分できない。適正価格主義という原則もありませんし、またただいま御指摘になりましたように、公社側の財産が株に化体されてありますから、これを有利にしなければならぬとおつしやることは一々ごもつともであります。従つて処分価格につきましては、市場の価格を見なければならぬのであり、現在のところ証券市場に出ておりませんので、いろ／＼うわさもされておるようではありますが、はたしてそれが適正なものであるかどうか、そこで幾らで評価するか、処分価格をきめるかということにつきましては、額面だから額面というわけではないのでありまして、それにはいろ／＼データも考へまして、五百円が適当だろうというふうな資料を持ち合せております。大体こういう事業であります。まだ業績が出ておらない。従つてどのくらいが適当であるかということとは、類似の形態の企業の株の足取りを見まして、その収益還元的な数字を出すと、どのくらいのところが出るかというふうなことが、実際的には有力な資料になるのであります。そこでこれと同じ会社があるかというのではないのであります。比較的これと比べてもかけ離れてないようなものとして考へますと、東京電力、これは一割五分配当をしております。それから東京瓦斯、こういうふうなものに例にとりまして、一月から四月までの平均利回りというものを見ます。そうしてこの会社

が評価のときも、予想損益計算で見まして、八分ないし一割見当の配当があるものと予想いたしまして、これを還元いたしますと、八分の場合が四箇月平均で行きますと三百七十円くらい、それから一割配当の場合を考へますと、四百六十二円くらいになるのであります。それから興銀の方の調べであります。事業債の公募で利回り九%で還元いたしますと、八%配当と見て四百五十円、一割配当と見て五百五十円というふうな数字もございまして、市場の相場というものは、結局出して見なければわからないのであります。しかしいろ／＼探りを入れますと、五百円越すような例も出ないことはないものであります。低く出ない例もありません。結局評価の方は一月十六日でありまして、現場に対して評価審議会において適正に行われた評価が、つまり株の方に化体されておる。私どもの方は、まだ始めておらないけれども、今のうちに推移するということにいたしますと、大体五百円をあまり出もしないであろうし、あまり下まわらないであろうというのが、いろ／＼データから見た数字であります。なお私どもの方で第一処分するにつきては、関係方面に約二十億ほど処分したいと考へておりましたが、結局実績を見ますと、二億ばかり下まわりました。予想に達しないというふうな状況もございまして、反対の場合も私どもはありはしないかと思つておつたのですが、五百円ばかりでもつて二十億というふうな予想をもつて呼びかけまして出たところが、十八億なんぼというふうなところでありまして。

○橋本(登)委員 それで安定株主という考へ方が少し違ふのですが、この国際電信電話公社というものは、いわゆる特殊法人として、ある意味においては政府の保護のもとにできておる会社である。しかも競争会社ではない。その収入においても、国際協定によつて定められた収入である。そういう意味において会社そのものが非常に安定性を持つておるということは、あなたのおつしやる通り、であるからこういう安定性を持つた会社に対して、なおこの上に六割を占めるような安定株主が必要であるかどうか、われ／＼は非常に疑問に思ふのです。これがそうした場合にあり、あるいはどうしても日本の場合においてこれを育成しなければならぬ、しかも外国との競争がある云々というふうなことであつて、どうしても将来の払込み等において危機があるということが考へられるならば、過半数に及ぶような安定株主を求める必要があるかもしれないが、そういう危険はない。会社自体が非常に安定性を持つておる。収入においても安定している。従つてその株を持つておるといふこと自体が、その株主は安定になるのであつて、特にそういう一部のいわゆる金融資本家等にそういうものを持たせる理由はない。かえつて国際的な、しかも民営といつても国家的資本がわかれてやるのであるから、日本国民に持たせるのが妥当ではないかと考へる。

もう一つお聞きしたいのは、これも安定株主の問題に関連しておりますが、当初国際電信電話公社としては、大蔵省の考へた二十億円の現金資金を必要としておつたかどうか。われ／＼の聞くとところによれば、せい／＼十億くらい現金があれば、当分の間は運営にさしかかえないというように考へられた。もちろんある程度の現金を持つことは必要ですが、その現金も私たちが承知しておるところでは、二十億も必要はないと思ふのですが、大蔵省が二十億をすみやかに現金化をしなければならぬかつた事情についてお聞きしたい。

○木村説明員 株の処分の時期につきましては、先ほど御指摘がありましたように、すみやかに、しかも市場の状況を見ながら処分して、得た金は公社の方に入れて行くこととあります。金繰りの方が先に来ても、金が十億いるからとにかく売らなければならぬ、まだいらぬから売らないでもないのだというふうな、逆の解釈は私どもはとつておりませんので、市場の状況と、それから処分についての影響などを考へまして、適当な時期に適当な数量だけ売つて、早く公社の方に金を入れるというのが、私ども株の処分に当る者の考へでありまして、当時の事情として二十億金があるとかという話は聞いておりませんが、大体この程度ならやり得る、それから数量の方におきまして、一足飛びに四百万株全部はできないけれども、この程度でやつたならば、市場の状況から見てよからうし、発足当時やるにしてもこのくらいのものが適当にやないかというふうな見解でやつたのであります。

○柴田委員 先ほど木村説明員から御説明されましたけれども、安定株主という見方があります。この中には市中銀行もございまして、この中には貿易商社、あるいは一般産業もございま

するが、貿易商社の状態をわれ／＼見ますと、今日まで破産しておるものもたくさんありますし、しかもこれは経済的な変遷に伴つて非常に変化のばばしいものの一つでございまして、安定株主を選んだ、こういう御答弁では納得が行かない。少くも経済情勢をながめておきます場合に、ここに大蔵省が株を与えた市中銀行、信託会社等のほかに、こういう貿易商社のような一般産業がある。こういうことを考えました場合には、安定株主ということは絶対当らないと思ふ。

それからもう一つは、安定した基礎の上に立てるためにこういう特定の銀行、商社を選んだというところは当然ないし、同時にまた国有財産の管理の上に立つても、経済界の見通しを立てなければならぬ。そういう場合に、なぜ特定の業者だけを選び、しかも五十円の払込み価格でこれを交付したのか。しかもその五十円の払込み価格に対する根拠といたしまして、あるいは東京電力、あるいは東京瓦斯等の例を並べでありますけれども、国際電話という一つの会社がござます場合には、これは相当大きな利潤を生む会社であるというところはたれしも知つておつたのであります。少くも経済人といつたものでは、十分この見通しがあつたはずであります。それにもかかわらず大蔵省がそういう見通しを全然無視いたしまして、五十円で特定の業者にだけ与えたというところは、どうしてもわれ／＼納得ができないから、もう少し具体的に、安定株主というものをどういう見方で見たのであるか。それからもう一つは、善良なる国有財産の管理者としての立場から、これをもつと具体的に

御説明願ひたいと思ひます。

○木村説明員 なぜ安定株主として銀行や関連産業、貿易商社等を選んだかという御質問に対してお答えいたします。金融機関が採算的に株を持つという場合には、比較的株があらうからへ行つたり、思惑の対象になることが少いといふことは、類例の富士、八幡の例につきましても、これは大蔵省でしたのでないものでありまして、民間の例なものであります。会社の方からそういうたしつかりした銀行、信託銀行、証券会社等にお願ひをしまして、この株について安定株主となつてもらいたいというふうな話をして、大分その方面でも持つてもらつたやうなこともあるのであります。この場合も、何しろ株が四百万株、これを一般競争入札でばつと出すというやうなことになる、処分についても私どもは自信が持てない。それからどの方面に行くかわからない。そういうことを考えますと、やはり金融機関などにつきまして、安定株主の一つと考えるのは決して無理な解釈ではなからう。それから関連産業、電信電話会社もいろいろ仕事の関係でお得意さんがございます。通信機とかその他いろいろ取引先となつてもらうやうな会社はかなりありますのでございます。そういうものはやはり会社をもり立てて行こうというやうな気分になつていただける人と考えられますので、こういうものもやはり安定層と見て的がはずれておらぬ、こういうふうな考へております。それから貿易商社にしまして、これもやはりあふなつかしいのが中には相当あるやうでございます。しつかりしたものでほんとうに会社のためにつき合つ

ていただける、特に海外の通信などは大いにお得意さんになるものですから、そういう縁故者に将来なり得るものを、ねこもしやくしもとはいへないのであります。そういうことについてバツクしてもらへるやうな会社があれば、それはやはり安定株主に入れてもいいのではないかと、こういうふうな考へまして、その辺仕事をやつて行くのは会社でありますから、会社方面の意向も十分に尊重いたしまして、いわゆる善良なる管理者の一員としての注意と配慮がやはりそこまで及んでもいいのではないかと考へまして、イニシアチブを私どもがとつて貿易商社を拾つたわけではないのであります。そういういつた意見も尊重いたしまして、筋から考へてもあまりおかしくないというところで選んだわけでありまして、それから評価の点につきましては、これはやはり店頭配とかがいろいろ／＼なうわさはございますけれども、今のやうな状態では先ほどのやうな処分をします場合には、どう考へても額面とはなはだしくかけ離れて、二倍、三倍などというところは常識上考へられないのであります。まして、やはりこの価格につきましては、適正価格と考へて評価を行つたのであります。これによつて関係の会社なり銀行なりをもうけさせるやうなことがあるかないかは、額面でもつて受取りまして、これは私どもはひもはつておりませんが、会社の方から少くとも二年くらいは安定株主として持つていてももらいたいというやうな紳士的な話も進んでおるやうなことでございまして、これを転売してまたもうけるとか何とかいうやうなことは、まず

考へられないというふうな考へております。

○柴田委員 安定株主の問題に關しましては、これをもつて最後にいたしますが、私も考へるに、この国際会社が千八百九十二名の株主を持つてゐる。この方々に対しては十六万一千株余より交付しております。千三百四十一名の国際電信電話の従業員に交付してゐる。十九万八千二百二十株を交付してゐる。そういういたしますと、十八億から計算いたしまして、国際会社の株主と従業員に交付いたしました分が、一割にもならぬのであります。国際会社に對しましては八千万余、それから従業員に對しましては九千九百万余でございます。こういう非常な矛盾をわれ／＼は感ずるのであります。この安定株主という見方は、その見方によつていろいろ異なるのであります。ようけれども、しかし実際、総体から行きまして一割にもならないものを、国際会社の株主千八百名以上の方に、あるいは従業員千三百四十名に交付してゐる。少くもほんとうに安定を考へるならば、やはり国際会社の株主を中心と考へ、あるいは従業員を中心と考へるべきである。これが最も正しい考へ方であるといわれ／＼は思ふのであります。それを特定の銀行、保険会社、こういうものだけに多く交付したといふことは、必ずや何かそこにわれ／＼は想像しなければならぬ。し、国民大衆にも非常に悪い印象を与えるのではないかと考へるのであります。

第三点は、今度は配当率だけで株価を評価するといふことは根本的にこれは間違ひだ、これは経済常識といつたしまして間違ひだと思ふ。たとえば日本銀行の配当があんな低い配当であるにもかかわらず、二十倍もの価格をしてゐることは皆様に御承知でありまして、あるいはその他中央の富士銀行であつても、あるいは一流の銀行の株価といふものは、御承知のように百円そこそこあります。だけれども配当が一割二分あるいは一割と押えておられます。配当を大蔵省は押えておる。金融機関の株式といふものはたゞさんの含み資産があるから、あつたやうな価値を持つてゐるのであります。電信公社が現物出資いたしまして、国際電話会社に對しましては、三十二億八千万ではございまして、その現物といふものが百億の価値があつたものか、百二十億の価値があつたものであるかといふことをわれ／＼は考へなければならぬ。それによつて株価といふものは評価されるものであります。こういう見通しを大蔵省は持つておらなかつたかどうか、もう一度伺ひます。

○木村説明員 従業員処分——旧国際電信關係を含めまして、そこに割当てられた株数が一割にも満たないといふやうな御指摘でございしますが、私どもの考へ方としては従業員処分——会社の役員、従業員及び旧国際会社關係の方々にまず第一に持つてだけ持つていただく。そしてその残り、つまり目標を二十億と置きましたが、その満たない分は金融機関その他の方でもカバーしてもらふというやうなやり方をとつて来たのであります。ところが一株五百円でございまして、資力、人数の關係から見まして、三割、四割というふうなちよつと手が届かない。会社の方としては、一人何株というやうな制

限ではなくて、申込みをとりまして、その額につきましては、大蔵省の方から直接会社を通じて従業員処分を行ったのであります。一人平均百四十七株くらいに当つております。これ以上になりません、やはり持つ方の側から申しまして、相当金があるのじやないかと考えたのであります、私も決して制限したわけではございません。

それから現物の評価につきましては、私も直接関係したわけではないのでありますけれども、その道の權威のある方が慎重にやられて、むしろ希望の観測よりもつとかたいような評価が出たといつて落胆しております、非常な厳正に行われておるといふふうに考えておるのであります。株の評価につきまして、配当率だけでやるのはおかしいではないかという御指摘でございますが、もちろんそれだけではやはり十分な証拠にはならないのであります、そこにはやはり現物評価のときに採用いたしました標準、予想利回りとか、評価証書というものも十分に検討いたしてありますし、また今申し上げましたような市場に上場されておりますような株式、つまり目の子算ではなくて、実際土俵に出て動いておる株というのを見て、はなはだしく前提が違わなければ、大体こんなふうな株価というものは動くのだ。原価計算的なことがなく、むしろかしのでありますけれども、評価その他の基礎になつた資料から推して行けばこうなる。実際市場に出て取引される場合には、こんな動きを示す。両面から集めまして、大体妥当な線を考えたと思ひますので、採用し得る資

料はおおらかに採用したつもりであります。

○柴田委員 もう一点伺ひますが、そういたしますと電電公社が現物を出資いたしましたその現物というものが、どれだけの価値のあるものであるかというところは、全然考慮の中になつたのでございましょうか。たとえばあらゆる既設の会社の株式の評価をなさしました評価をなしておられるようにございしますが、会社の株価というものは、少くもその持つておる資産によつてここに生れて来る。配当だけでは無いといふことは、もう御承知の通りであります。そういういたしますと、電電公社が三十二億八千万と見積つて出資いたしました場合、その現物そのものの評価といふものは、全然考慮の中に入れたかつたのでございましょうか。その一点をお伺ひいたします。

○木村説明員 評価審議会の方で九回にわたつて厳正な審議を重ねまして、一月十六日に評価がきまつたわけなのであります。それからその当時の現物の評価といふものは、私どもの考えとしては、それを尊重しなければならぬ。それからその現物が動き出して、企業の中でどういふふうな動き出して、どういふ影響を持つたかというところは、あとの問題なのでございますけれども、評価時と処分時の間にはわずかに二箇月余りしかありません。会社の方は四ヶ月から発売、評価要素においてはほとんど動きがない。日もありましたつておられぬし、会社そのものも、現実に四月一日から動き出したといふことでありますので、これをくつがえして、あれは間違つていたんだといふような評価は、私どもの方としてできなかった事情にあります。

○柴田委員 もう一つ伺ひますが、そういう評価を見なかつたというのには、われ／＼は非常な納得のできなかった一点でございします。もう一つは、国際電話会社を民間に経営せしむると、こゝういふ方針がきまつたとき、ただちに民間が国際電話会社をつくるのだという、その一つだけでもいかにこれほど大きな利益のある会社を、政府がなぜ電電公社から切り離すのだ、こゝういふ疑惑の目を突は当時すでに持つた、そゝういふ状態からいつても、少くもこの株式を交付する場合には、もつと明瞭な方法で交付すべきであつた、それから株価の評価にあたりまして、少くもオーブンでやらなければならぬものである。最初と／＼は国民の財産であります。国民の財産を今度は民間会社にわたつてやる場合には、もつとこれを明瞭な方法をもつてやるべきであるといふ／＼は考へるのであります。それをもつて私はその点を打ち切ります。

○橋本（登）委員 関連質問ですが、先ほどの私の安定株主は必ずしもこの会社の株の場合においては必要ないといふ見解なんだが、これに対する御返事がないので、それをまずお聞きしたいのと、それから財産の評価ではなくて、この株価の評価についてはいろいろの議論もあるようですけれども、当初これをオーブン・マーケットに出して処分する方法をなぜとらなかつたか。一応株価の評価を証券市場に開くといふ意味で、一応いゆる市場に出して、これの評価を求め、こゝういふような方法がなぜとれなかつたか。第三には、今後の問題ですが、今後残りの株の処分に対しては、従来通りに定められた安定株主に対して割当をする方針が、それとも証券市場に公に出してそれを処分する方針か。第四は、先ほどのあなたの説明によると、旧国際株主は八千万円程度ですが、その程度以上しか希望しなかつたからその残りをわたしたとおしやるけれども、私の聞いたところでは違ふ、この点についても明らかにしていただきたい。

○木村説明員 第一点、かかる会社に安定株主の必要があるかどうか、必要でないではないかという御質問であります。これも最終的に、厳密な意味において安定株主といふものがいらぬかいるかといふことになりまして、見解はいろいろございします。そこでその方の経験者として松本博士その他にもいろいろ伺ひますと、今の商法の規定なり、いろいろな関係から見まして、安定株主といふものはどうしても必要だといふ意味の判定といひますか、そゝういふ御意見も承つていひますし、今までも私も取扱ひしました場合でもそゝういふ意味のことをやつた例もありませんので、この会社に限らずいふものは全然必要ないのだとつづねるのもどうかと考へましたので、決して独断といふことではなく、今のような方針をとつたわけでありまして、それからオーブン・マーケットになぜ出さなかつたか。これは市場の状況などからいひますと、何しろ量が非常にたくさんであること、それから二、三月ごろから取引市場が大分軌道からはずれような様相もあつた、従つてこゝういふものを変な出し方をすると、思惑のえきになりやすいといふことも考へられますので、方法としましては、まず市場の状況などから見て、やはり最初の分につきましては今のような方法をとつて、二度目、残つた分につきましては競争入札で行くといふふうな、二段構えの方法をとる方が望ましいのではないかと結論に達したわけでありまして、そこで今後の分をどうするかという御質問とも関連するわけでありまして、今後の分につきましては、これはオーブン・マーケットの自由競争入札の方法で参りたいと思ひます。私どもの方の株の処分につきましては、私どもの方の指導理念と申しますか、方針としましては、株式は広く民主化しなければならぬといふような規定もございしますので、その方の関係と、安定株主を得るといふような観点とを調和いたしますと、今のように入、残余の分につきましては国民の手に入つて残るような方法で処分するといふのが、両者を妥協した公平な線ではないかと考へておりますので、今後の分につきましては一般競争入札で処分したいと考へております。

あるかどうかというように考えを考えておられます。一般処分の方はもう少し時期を見、もう少し事業の動き方を見て、国民の納得できるような段階においてやられた方が、政策としてはよいのではないかと考えたわけであります。

最後に、旧国際の株主に対する処分でありまして、私どもの取扱いはいたしましては、従業員処分という方式に入れたら、電電会社の方で従業員なり役員なり、あるいはそういった縁故者の分をまとめて、大蔵省の方にこれだけのものをもらいたいという請求を出しまして、それに基いて私どもは会社と取引を結ぶわけなのであります。内部の関係につきましては、元の国際の株主がどういうふうに分布されているかわからず、一々私どもの方で交渉するということも事実問題としてできませんので、従業員処分の方式のつとて会社の方におまかせするというか、内容をきめて、こちらに数量を持つて来ていただきたい、それにつきましては、問題が起らないように、公平に行うような、変なところでカットしたりなんかしないように十分お願いいたしますというところで、出て参りますものを私どもは集計いたしました。従業員処分にするにいたしましたのであります。

○原(茂)委員 柴田委員の質問に補足して二、三お伺いします。

最初に地方銀行と書いてあるだけで、どんな銀行か。もう一つ共済組合がありまして、それから国際電信電話会社の旧株主とありますが、この三者の内訳がわかりましたら先にお知らせ願いたいと思います。

○木村説明員 最初に地方銀行の内訳でありまして、地方銀行は五十九行ございまして、地方銀行協会のメンバーの銀行が大部分入っているということでありまして、それから共済組合関係は、郵政省共済組合、それから日本電信電話公社の共済組合の二つでありまして、非現業組合であります。それから一つ落しました、旧国際電氣通信株式会社の株主の人数は、引受けました人数が千八百九十二名でございます。

○原(茂)委員 安定性を持たせるためにこれを選んだという御説明があつたわけですが、大体先ほどの御説明と今の御説明を聞いておきますと、大体一般の業界を網羅しているといつても過言ではないわけでありまして、市場にオープンで出したと何らかわらないような選択がなされておる。しかも全企業にわたらずに、特定のものにわけられたという解釈が一応成り立つわけでありまして、木村さんの御説明を当初から伺つておきますと、何かわくにはあられて、しかたなしにしゃべつておるような感じを受けるわけですね。当時の事情を御存じないのかどうか知りませんが、非常にその点不満足なわけでありまして、その点を先に申して、引続いて第二点をお伺いしたいのです。先ほど従業員には無制限にこれを引受けさせるとおっしゃつたわけですが、あとの御説明では公社に申出をさせる、こういう説明がなされました。

従つて公社が従業員に対して、無制限にこの株を持たせるような手配をしたかどうかの御説明がなかつたわけですが、この点をお伺いします。

○木村説明員 日本全国のあらゆる事業のあらゆる法人をという、これは

無限にあるわけなのであります。いづゆる縁故のあるようなものを拾いまして、こんなところだといふのであります。まして、まあ全体から見ますと、そんなに広い範囲ではない、結局取引関係なり将来関係を持つて行くような方面として、法人の数にいたしまして、関連産業が二十二会社、貿易会社が十六社、合せて三十八でございます。それから従業員処分につきましては、契約の結び方は大蔵省対会社なものであります。それから内部関係につきましては、会社の方から内部周知徹底させまして、いつまでに申し出てもらいたい。金の方もやはり大蔵省の有価証券処分でありまして、即金でなければならぬ、あとまわしということとはできない。そこで会社の方として、金はどうするかという問題を考えなければならぬ。それは公社から会社に参ります際に、退職金などが出ております。その辺を胸算用に入れます。買得る限度一ぱいという考えであります。

○原(茂)委員 これを市場に公開した場合でも、もちろん縁故のある、あるいは関連産業のそういう系統を持つといふことは常識ですから、こんな選び方なら一般に出しても同じであります。

そこで次にお伺いしたいのは、先ほどの御説明で、大体二年間ぐらいの間はこの安定性を保持してもらいたいといふことを口頭で申し入れて、これらの会社団体に持たせたから、転売などのおそれはないと考えるという答弁があつたわけですが、転売しようとするばできるものなんですか、あるいは

は転売することが禁止されているものなんですか。

○木村説明員 非常にデリケートな問題でありまして、商法の建前から行きますと、譲渡禁止ということは商法違反である、結局こういうことは、もとになる電電公社の方におきまして、今後株主として接融を持つ方面に、いわゆる紳士的な内約と申しますか、そういう点において縛るといふか、安定したものにしておきたいといふことで話をつける以外にないものであります。私どもが契約をいたします場合に、正面の文章にそういうことは書けないし、書けば法律違反になる。気持としてはそんなものであるといふことは、各割当を受けたものについて同様であろうと考えております。

○原(茂)委員 もう一度その点はつきりお伺いしたいのですが、そうすると公社あるいは大蔵省当局の間に、転売しないという内約ができたという解釈してよろしいのですか。

○木村説明員 会社の方で従業員に募集させます場合に、二年間は持つていこうという条件で申し込む者は申し込め。私どもの方の文書には書いてないのであります。会社の方ではそういう措置をとつております。それから共済組合の方につきましては、大蔵省から考えましても、そう転売するような憂いはないと思つていいと思つております。問題は関連産業と金融機関の關係であります。これは会社と銀行あるいは関連産業の方面におきまして話ができれば、それで実際には動くわけなんでありまして、私どもは正面には出られない、そこは会社の方で法律上契約書とかわしという意味ではない

のでありますけれども、そういう了解といひますか、話合ひはできておるよう聞いております。

○原(茂)委員 まさにデリケートなことで、答弁も苦しそうなんです。正式にそういうことをすれば違反になるわけでありまして、もちろんできないと思ひますが、裏を返しますと、やはり転売されるおそれがあることになりまして、断じてないとは木村さんも保証できないだらうと思ひます。もし転売の意思があつて、あるいはそれが実行されたときには、やはり額面の五百円で売買がされるとお思ひになりますか、あるいは常識上考へてこの会社の株がどのくらいの額で動くものとお考へになりますか、それが第一点であります。

それから第二点は、これが動いた場合、転売がないという保証はないわけですから、ここに転売されましても、もしそれが二倍あるいは何割かの増額された金額で動きましても、当然公社が享受すべき利益というものが、誤るあるいは不当なる大蔵省の解釈によつて三十二億に縮減されていたという結果にもなるわけですが、この点転売される場合の金額の予想をお立てになつていただくこと、この二つであります。

○木村説明員 実はこれは立てようがないのであります。そういう計算は私どももしておりません。ただ御承願したいと思ひますのは、一つの取引単位として百株なり千株なりが動くといふような場合と、それから市場に出てないから稀少価値といひますか、何か珍らしいから十か二十かほしいから、これくらいの値段は出してもいいのだと

いうような場合は、例がおのずから違ふわけなであります。結果相当の株が市場に上場されぬことには、やはりいろいろの強気、弱気がありまして、どこで動くかということとは、具体的な取引によつてきまるのではないかと考えております。たくさん持つて会社を支配しようというような場合には、相当高値を呼ぶというように、これも実例ではしばしば見られますので、私どもとしてはちよつと予想がつきかねるかと考えております。いずれにしても近くおつかけて残り十何億の分を市場に出したいと思ひますので、そのときまでに浮動株があらちちから漏れることのないように——これは法律上なり何なりではできないのでありますけれども、そういう売つた先はわかつておりますから、十分に目をつけて行きたいと思ひます。正當な価格というものは、やはり正當な場所において正當な数量でもつて動かない、これが最も適正なものだということとは断言できないと思ひます。

○原(茂)委員 先ほども柴田委員から、株価の決定にあつては所持の正味財産というものが問題になると言われましたが、ここに配つてあります収支もろくを見ましても、とにかく六億八千七百万という利益を見込んでおるのであります。しかもこの会社は、四月一日から発足して、まだ二しかたつていないような間にです。もし今、あなたには想像できないとおつしやるのですが、転売あるいは動くときの株価というものが相当大きく動いた場合に、電電公社が当然受けるべき利益というものを、何かの今までの経緯によつて、とにかく受けられなかつた、損をさしたということにお考えになるかどうか、その点だけお伺ひしておきたいと思ひます。

○木村説明員 立場々々がございまして、公社側から見ますと、現物出資した、それが株でもつて入つて来る、これを自分で処分すれば、まあ自分でやつたことだから、これはいいわけなんでありまして、大蔵省でやつたことによつて損害を受けたかどうか、この認定の問題になつて来るのであります。売つてしまつてから価格が上り下りする場合と、高いものを安く売つたという場合は、また違ふのであります。売つてから、株価は常に一定のものでありまけんから、事情によつて上つたり下つたりします。処分後のものは、上り下りがあつても、結局株というものは元来そういうもので、電電公社の方に現物出資で株をもらった、長く持つていけば上がるかもしれない、ときには、まあ普通の会社でしたら長く持つていけるかもしれない。あるいはそれが予想がはずれて下つてしまふことがある。いろいろな事情がからむのでありますけれども、株の動きによつて、あとで売つてみたら処分価格よりも上つていたら、公社に損害が出た、あるいは下つていたら公社にもうけさせたというようなことは、現物出資の株の処分という特殊事情からいいますと、まあどちらにでも解釈がつくのではないと思ひます。

○原(茂)委員 これはあなたと立場が違ふわけですね。われ／＼の前提は、高いものを安く売つて過ぎたということとを前提にさつきから話しているわけですから、従つて四月一日から発足して、まだ二月くらいしかたつていないので、この事業経営というものは世間にはよくわかつておりません。私も前から見ても、当然価値のあるものを安く売つて過ぎたということとを指摘しておるわけですから、その証拠に、これを市場に出したら思い切つて増額される、何倍かなるということとを、私は私の経験から断言できようと思ひます。私どもの立場からいいますと、ほんとうに高い価値があるものを、とにかく安く売つて過ぎた。従つてこれは内約によつて転売はされないだろうと御想像になつていますが、もしこれがされていくか、あるいはこれがされた場合に、われ／＼の想像では増額されて、あるいは二倍なり何割か高値で動いたときには、電電公社は当然私どもの立場からいいますと、大蔵省の何かの認定が間違つたために、手段が間違つたために、損害を与えたと解釈するのですが、その点私と同じような考えになるかどうかをもう一度お伺ひしたい。

○木村説明員 結局大蔵省と公社の關係でありまして、人格は別でありますから、やり方がまずい、民事上の訴訟を引例するわけではないのであります。が、不当に損害を与えたという判定がつけば、これはやはり損害を埋めなければならぬことになるだろう。これは筋なのでありますけれども、その判定というものはなかなか／＼つけにくい状態に私どもは今のところおるのであります。

それからもう一つ、なるべく公社の方に資金の量をよけい差上げたいというところは、やはり大蔵省全体として、予算にからむ問題ですから、安く売つて公社の方に少く金が行つて、あとで予算でカバーするというのでは、財政が保たない。やはり大蔵省の考え方にも、事情の許す高値によつて売るといふことは、これはかわらない方針なのであります。一方においては予算を持つて行く大蔵省の立場としては、やはり電電公社の方に迷惑をかけない資金の量をたくさん入れるということとは考へておるのであります。具体的には一つの例として、公社から委託されたような事業でありまして、処分の手数料、諸経費というものは、一般会計の歳出でもつてカバーいたしまして、売ただけのネットの金額を公社の方に差上げるということにいたしております。

○原(茂)委員 大蔵省の認定の考え方、もやもやも、木村さんに関係のない、もつと上の方で違つた角度からやつて来たのだらうと私は解釈いたします。ただ今の御発言で、ようやく私のお聞きしたことがわかつたわけなんです。が、もし後日これが何かの、公社その他の立証によつて、損を与えたというふうになつたときには、大蔵省がこれを埋める義務があるということだけ確認していただいて、これで終りたいと思ひます。

○木村説明員 説明員としてそれだけの義務を負つていかうかわからないのでありますけれども、筋道として、私ども事務当局といたしまして、人のものを預かつて、とんでもない値段で売つて損害をかけたれば、埋めるのがあたりまえでありまして、それは裁判に訴えてどうというわけではなくて、やはり予算という制度もありますし、それは補填するような財源措置もできましますし、事態がはつきりいたしましたので、これだということになれば、そこにおのずから道は通るだらうと思ひます。

○成田委員長 今の問題に関連して私からお尋ねしたいのですが、今筋からいつて、もし不当に安く売つたとすれば、財政上の措置でこれを補填するといふことも考えられる、これは民事上の問題だらうと思ひますが、この場合刑事上の問題が出て来るかどうか、これは木村さんに言うのではないのですけれども、筋からいいたしまして、刑事上の問題が発生するかしらうか、もし受託者が善良な管理者の注意をもつて委託義務を履行しないなら、その受託者が自己または他人の利益、もちろん今の御説明で、大蔵省が自分の利益をはかるといふ、あるいははかつたかも知れませんが、他人の利益をはかるといふ、不当に安く売つたとすれば、いわゆる背任罪というものが構成されるのではないかとと思ひますが、これも筋としてひとつ承つておきたいと思ひます。

○木村説明員 実は会社法の附則を讀みましていただきました。一体大蔵省はどういうふうな法的な立場に立つのかといふことを、私もいろいろ研究いたしまして、思ひ余つて法制局にも相談いたしました。が、それ／＼の見解が一致しないのであります。ただ大蔵省は公社から株を譲り受けたのだから、大蔵大臣の権限において処分する、そうして結果は公社の方に入ると書いてあるから入れるのだといふような説もありませんし、そうではないのだ、公社のやるべきことを大蔵省が事務管理的に代行するのだ、いわば代理人のような立場においてやるのだといふような解釈も成り立つのであります。

ます。そこでその方も結局私どもなり法制局の意見がまだ一致していないのであります。今の背任罪ということになりまうと、国が背任罪というのにはなつと何でございませうが、背任的な行為と考へますと、結局事務管理関係の法律の解釈はどうなるかという、そこ

にまだ研究の余地があるかというのですから、その基礎的な関係を今研究中でありますので、はつきりと私から明言できないのであります。

○成田委員長 もう一度お尋ねします。最初の木村さんの御説明では、受任者として善良な管理者の注意をもつてこれを処分するのだ、こういう御説明があつた。今の御説明によりまして、そういう解釈もあるし、また一面大蔵省に入つた株式を大蔵省が処分する、こういう法制局の解釈もあつて、いづれかまだ明確に筋が立つてない。こういうわけでありませうが、今言われた二つの解釈、それについてまだ明確な立場になつていない、こういうふう

に了承してよろしうございませうか。

○木村説明員 善良な管理者の注意をもつて、委託されたものとして株式の処分等の事務を行うのが一番実情に合うのじやないか。気持の問題であり、方針のきめ方として、その方が一番われわれのとるべき態度ではないかと考へたのであります。ただ後日高いものを安く売つた、公社に迷惑をかけたというふうな法律問題になりますと、気分問題と違ひますので、その辺はやはり国の法制の方を担当する機関もございませうし、立法の主管省もございませうので、内部においてはやはりその点の解釈の統一をはからなければならぬ。それをまつまではやはり私どもとして

は、善良な管理者の注意をもつて遺憾のないように行きたいという気持で進めております。

○原茂委員 ついでにお伺ひいたしたいと思ひますが、第二回にもう一度お出しになる考へでありますか。それはいつごろ、どのくらいの量お出しになるのか。時期と量とを決定される基準をお伺ひしたい。

○木村説明員 第二回目の分につきましては市場が許せば、やはり法律にも書いてあります通り、何回にもこま切にしたいので、すみやかに全部処分を済ませた方がいゝのではないかと。そうすれば公社の方にも早く金が入るといふ目的に合するわけでありませう。ただ時期につきましては、市場の動きその他から見て、何月ということは今のところまだ方針は決定いたしておりませう。しかし今後の見通しや何か、市場の関係もどう動くか、保証もできませうが、やはり市場の状況から見て適当な時期にすみやかに処分するというところで、処分の時期を研究中でありませう。何月にとつてのこととございませう。方法は今のところやはり全国的に国民に持つてもらふなければならぬ。従来の方や方ではいけないものがあるのではないかと。東京だけで競争入札をしますと、株式の分布先が固まりはしないか、たとえば大阪とか、九州とか、仙台とか、そういう方面におきましても同時に競争入札の方法でできる方法はないか、分散するという意味において、株式の民主化の線に沿ひましてそういう方法もあわせ研究しております。

○原(茂)委員 先ほどの安定性を持たせるといふ点から、この国際会社の従業員に無制限に前回は持たせたそうであるが、第二回も無制限に持つべきか、第二回も御意見があるかどうか。

○木村説明員 状況いかんでございませうが、大体今までの例ですと、希望しない者に申し込む方法もございませうが、大体従業員処分というものは一回やつただけで、あとはかの国民のことも考へなければならぬから、一般競争入札の方法をとつております。これもしつかりした原則ではないのでありますけれども、また従業員処分の方

法をどうしてもとらなければならぬといふような事態が起れば、またそのときの問題でありませうが、目下のところは一般競争入札で、国民に広く持つてもらうという方法で残額を処分したいと考へておりまして、追加あるいは二次というふうな話はまだ会社方面から聞いておりませう。

○原(茂)委員 第一回のときには従業員にもこの価値がわからなかつたかもしれませうが、今私どもが認定しておるうちに、相当価値あるものが安く出されたことはすでに持つた者は知つておるので、第二回のときは第一回のときよりおそろく多数の申込みがあると思ひますが、これはぜひ安定性を持たせるといふ意味からも、ただ小さな九千九百万円ばかり出しただけで安定性というところは言えませうので、従業員に前と同じように無制限に持たせるく

らいのことはやらなければならぬと考へますが、これは木村さんでなく、郵政大臣ひとつのくらしいことに對する協力をぜひお願いしたいと思ひます。御意見をひとつ伺ひたい。

○塚田國務大臣 よく事情を検討いたしまして、なるべく御希望に應じます。

○成田委員長 木村さんに伺つておきたいのでありますが、この国際電信電話株式会社の株の売出し価格をきめる際には、お説によりまして東京電力、東京瓦斯の一月から四月の平均利回り、これを参考にされたというのです

が、そのときの東京電力あるいは東京電力は幾らの配当をやつておつて、幾らの株価を示しておりましたか。私どもに對しては株価は幾らであつたか、おわかりになつたら伺ひたい。

○木村説明員 まず東京電力であります。額面は五百円でありませう。配当一割五分、平均株価は一月が八百一十一円六十九銭、二月が六百七十一円八

銭、三月が六百七十七円十八銭、四月が五百三十九円八十七銭、それから東京瓦斯の方は額面が五十円でありませう。配当が一割五分、一月が七十六円四

銭、二月が八十三円五十六銭、三月が七十一円四銭、四月が六十九円四十五銭、いづれも額面を超過してあります。それを先ほど申し上げましたように、一割及び八割で還元しますと、数字の上では国際電信の場合、額面を

下まわつておるといふような数字になつてしまひますので、まさか下まわる価格でも売れないし、いろ／＼現物出資して間もないことであるから、額面あたりがよいのではないかと、それからわれわれが処分する前に会社の方から端数株を出しておりますが、これも五百円を出しております。いろ／＼の関係で、先ほど申し上げましたように、これも一つの参考として見たという意味に御了解をお願いしたいと思います。

○齋藤委員 せつかつ郵政大臣がお見えになつておりますから、大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。私は初めてこの委員会の委員になつたのでありますけれども、ただいま御提案になつております法案、特に電信電話料金の値上げにつきまして、第十五国会における審議の模様を速記録を今勉強いたしておるのでありますが、速記録によりまして、前大臣の御意向と現大臣の御意向とは、まつたく符節を合せるやうに合つておるのであります。しかしその中にちよつと奇異に感じられますことは、前大臣はなるべく料金の値上げを低位に押えて、いろ／＼預金部からあるいは公社債の発行によつて公共性を上げて行きたい。公共性を失わな

いようにして行きたい、産業の発達のために五箇年計画をやつて行きたい。こういう意味で度数制度の料金を上げないで、主として基本料金の値上げによつて五箇年計画をやつて行きたい、こ

ういふような御説明をなさつておるのであります。今回の資金計画を拜見いたしますと、政府資金の四十億は全然削られて、公債は七十五億に減つておるのであります。私たちはもちろんこの電話の拡充五箇年計画に、しいて反對するものではない。でき得るならばこれを急速に実現していただきたいと思ひるのでございませうが、ここにも大臣がお述べになつておられますように「私

といひましてはわが国の他の公共的施設や基幹産業の施設に比し、非常に立ち遅れている電話施設を急速に拡充整備して、その利便を広く国民に提供し、もつて文化の向上、産業の発達に資することが必要であることを痛感いたしておる」と言われておるのであります。ほんとうに郵政大臣とし

C 堀田 國勝 大臣 多少は前大臣と、もの考え方が違うという点は、御指摘のようにあるかもしれないのでありますが、少くとも私といたしましては、就任以來いろ／＼日本の電信電話の状態を考えて見、これをどうしてもこのままでは置けないということを考えたときに、さてその資金をどこから仰ぐかということをいろ／＼検討いたしました、最終的な結論としては外部資金を一部分、それから自己資金を一部分、こういうように持つて行く方が一番正しいだらう。そういうような結論を出しましたのは、公社というものを一つの企業体というように考えてみまして、五箇年計画では御承知のように約二千六百億という金を調達したいと考えておるのでありますが、その二千六百億のうち非常に大きな部分が、外部資金の借入れという形でまかなわれたときに、五箇年後に設備がいよいよでき上つたというときの公社の経理状態を考えると、非常に負債が大きくなつて、そのときには負債の利払いだけでも相当また利率を上げて行かなくちゃならない、こういう形になる。公社の経理の状態も非常にまずくなる。そこでそのときに非常に大きな負債利

子及び元本を払うために大きく値上げをするよりも、現在若干を値上げして、長い間平均に加入者に負担をして行つていただく方が一番いいのじやないか。ことにこの電信電話の設備の改良、拡充というものは、それがそのまま現在の加入者にもみんな利益になつて返つて来るのだから、そういう意味において利益も得るのだから、料金も多少よけい負担していただく、こういう方がいいのじやないか。そこでそういうこととあわせて、やはり今日の国のいろいろ／＼な財政計画、資金計画というもののににらみ合せ、ことに最近預金部資金が枯渇をしておるといふ状態をにらみ合せると、やはりそういう方面からのものの考え方としてもこの方がいいのじやないか、そういうような結論に到達いたしまして、これを二割五分値上げする、こういうことにいたしましたわけであります。それで二割五分ということになりますと、一割のときに考えておりました構想ではなか／＼行かないのでありまして、結局度數料に手をつけなければならぬ。それで度數料をどこにするかということをしていろいろ考えましたときに、やはり一回でも利用するというような場合には少くとも十円ぐらいの——十円という金の今日持つておる経済価値というものを考えるという、電話を一回かけて、こちらから言いたいことを言つて、向うから聞きたい返事を聞いて、十円ぐらいの負担というのは、あたりまえじやないかというような考え方も取入れまして、やはり度數料を十円ということにした方がいいではないか、こういうふうに考えたわけであります。

○齋藤委員　ただいまの郵政大臣のお

考えから参りますと、電話を持つておつてろくすつば使わなくて死蔵しておる、そういうものの基本料金をもつとうんと上げてもいいというようなお考えのようにもなるのでありますが、その点は一体どうなのでありますか。

○塚田国務大臣　この点はまことに不覚なものでありますけれども、法案を一応委員会に御提出いたしましたあとで、いろ／＼な方面の意見を聞いてみますと、なるほど多少そういう個々の人たちの間の負担の關係については、考え直す余地があるのじやないか、今の政府が考えております料金の引上げの歩合から見ますと、加入はしておられるが、あまり利用されておらないという方々の方が、割に引上げの率が少いのでございますが、もう少しその辺の調整はしてもいいのではないかなという感じは持つておるのでございますが、これは皆さん方の御意向も伺つた上で考える必要があるならば考えたい、こういうように私考えておるわけでございます。

○齋藤委員　電話拡充はあくまでも現在の日本においては、生産助長の線を考えて行かなければならぬと思うのであります。こういう意味合いからいたしますと、生産にほとんど何らの關係のない電話がたくさんある。またこの電話拡充五箇年計画の中に盛り込まれるものもたくさんあるわけであります。既設電話の中でたとえて申しますれば、生産に何らの關係のない商売をしているのに、二つも三つも持つてゐる者がある。こういうものに對しては死蔵している電話と同様に、何らか生産面に整理としてまわすというような考えがあるのかどうか。

○塚田国務大臣　これは過去においてはそういうことをいたしました例もあることを承知しておるのでありますが、今日のような、そう特に非常事態というほどのことも考えられない状態におきましては、そういうものを死蔵しておるから、それを取上げて必要な方へまわすというほどには、とてもものの考え方が行けないのじやないかし。しかし今後これを新しい許すものかどうかというような場合におきましては、それはおのずから必要に応じて順位をつけて、なるべく必要な方に早くまわすというような措置をしなればならないと思っております。しかしやはりそういうように必要ないものをたくさん持つておるというものを、いくらか間接的に整理をするという意味におきまして、そういうものもかなり負担がかかるというようになれば、自然とそれは整理されるようになる。そういう間接的な若干の考慮は施さなくちゃならぬという考え方を持っております。

○齋藤委員　もう一点、これは日電公社の方にも関連することでございますから、ひとつお答えを願いたいのであります。十五国会の提案理由を讀みますと、「なお建設改良工事につきましては、ただいま申し上げました四百六十一億余円をもちまして、加入者開通十四万加入、市外電話回線は東京、大阪間の準即時用の回線を含めまして十八万キロ、分局開始九局、方式変更十八局を主要工程とする拡張改良工事を計画」、こう前大臣は言っておられる。今回でもそれと同じ計画のようでありますが、これに対する工事能力は

一体どういふふうになつておりますか。

○親説明員　これは前予算におきまして、四百六十一億という全体の建設、改良のわくをきめました。その際におきます工事能力は私ども十分手配できるという条件のとにきめたような次第でございます。

○齋藤委員　これは意地悪く御質問するわけではありませんが、十五国会において総裁はこう言つておられる。二十七年度に比較し、百四十億の増をもつてやるのであるから、従つてこれに対する実行力を検討してみなければいけない。生産能力はあるけれども、工事能力は公社では持つておらぬのだ、だからいろ／＼ただいま手配をしなればならぬ。従つてこれを実行するには一月中に計画をし、二月中に工事設計を完了し、三月中に予算化し、四月一日からこれを実行しなければこの計画は実行できないのだ、こういう説明をしておられるのです。もうすでに七月になつておるのですが、これはその説明がもし真なりとすれば、生産能力はあるけれども、工事能力が不足だということになる。もし工事能力が不足であるならば、その工事能力に比例した予算だけ今年盛ればよいということになるのでありますが、その点ひとつお伺いしたい。

○親説明員　この間総裁からも御説明申し上げておりますが、年々計画当時の線によりまして、翌年度に工事を繰越すということが在来非常に多かつた、この一部分はどうしてもやむを得ない。たとえば二十八年度のごとく、暫定予算の決定が遅れるという場合には、どうしても年度内に完成するわけ

には参りません。そこで繰越し工事というものは在来非常に出ておつたわけでありまして、私も二十八年年度の建設工事の実施につきましては、かなり前から計画を立てまして、その設計も急速にやる。昨年度に比しまして本年度はかなり早く命令を出してあります。そこで本年予算は成立いたしてないでございますけれども、すでに数回国会におきましてそれ／＼暫定予算の成立してあるその幅におきましては、工事命令も／＼出ておりますし、また年間の工事計画といたしましては準備はできるだけ早くする。在来工事が非常に遅れるという原因は何かと申しますと、主として設計の能力にあつた。あるいは設計の遅延という点にあつた。ただいま御指摘のように、もちろん直営工事だけで在来もやつておりません。従いまして先ほどお答えしました建設工事能力と申しますのは、私どもは手配できる範囲におきます工事能力ということでありまして、直営及びその他を含めた意味合いでお答え申し上げたのであります。私どももいたしましては、昭和二十九年の計画、設計をできるだけ早くして、工事が毎月平均化して行くようにする。あるいは北海道等の地域におきましては、できるだけ夏季の間に繰上げて工事ができるように開始するといふ考えで、二十八年年度の工事能力につきましては、私も非常な決心を持つて現在準備をし、着手いたしておるような次第であります。

○成田委員長 松井君。

○松井(政)委員 ちようど大臣がおいでですから、大臣に伺いたい点だけを先に伺います。ただいま同僚委員から

も関連した質問があつたようでありまして、第十五国会に公衆電気通信法が提出されました。その当時審議をいたしました内容と今度の内容とは、料金値上げの変動によつて予算に著しく大きな変化がございます。この変化は情勢の変化であるのか、情勢の変化はな

○塚田国務大臣

どういふことになり

ますか、考え方が情勢の変化というこ

とであれば、あのときからして二割五

分値上げしたいという考え方であつた

のが、一割におちついたものであり、今

度は二割五分の元の線までもどつて行

つたのである、こういうふうに御了承

願えれば、情勢の変化はなかつた。し

かしその資金を調達する面になると、

一割のときと二割のときとおのずから

資金がかつて来るのであります。そ

れから一般財政資金の状態もかわつて

来ておりますので、多少かわつて来

た。だからその面から行けば情勢に変

化があつたとお考えにならばいいので

はないか。その資金はどこから調達す

るかという考え方は、先ほど齋藤委員

から前大臣の御意見を速記録によつて

初めて私も承知したのであります。そ

ういふ／＼な複雑な要素が加つて

かわつて来たかと存じます。

○松井(政)委員

いろいろ複雑な要素が加つて来て来たとおつしやい

変化といふことになれば、国の経済情

勢が変化すれば国民経済の変化がな

いわけはない。にもかかわらず加入者

としての国民大衆には多くの負担をか

ける情勢の変化が、一体経済上どこか

ら生れて来たか、これをまず第一に伺

いたい。

それから考え方がかわつたというの

は、一体国の立場においてかわつたの

か、公社が企業性を把握して、公社自

体の経営形態における経営上の考え方

がかわつて来て、それを大臣が認めた

という形なのか、この二つの点を明ら

かにしていただきたい。

○塚田国務大臣 お答えいたします。

情勢がかわつて来たのと特に私が申し上

げるのは、結局資金を預金部資金とし

ては公衆債券から持つて来るか、内部

でこれをまかなうかというところに、

非常に大きな考え方の前とあとの違い

があるものであります。この点におき

ましては不成立予算ができた当時と

今度の予算を審議いたしますときと非

常にかつておりました。たとえば私

が所管をいたしておりました地方財政の

面などを考えてみましても、あちらに

も非常に政府資金を必要とする面がよ

けいに出て来ています。しかしそれをま

かなうわけにはなかつた。行かないよう

な預金部資金の状態である。従つて今

度値上げによりましてこちらから浮い

たものうち、十五億がこちらにまわ

つておるという事情の出るおのもそ

のためであります。またその後一般金

融市場の状態がかわりましたし、それ

から値上げが時期的に遅れたというこ

とも原因いたしまして、公衆公債の百

億というものが年度内に消化が困難で

はないかという見通しが出て来たこと

の結果、この公衆債券の分も切下げさ

るを得ないだらうというようにかつ

たのであります。結局そういうような

事情が、加入者に対して負担させると

いうことに相なつたのであります。し

かしながらその点は、公衆債券及び政

府資金でまかなうにいたしましたも

加入者の料金でまかなうにいたしまし

ても、これは時期的に現在負担をする

か、将来負担をするかというだけのこ

とであつて、結局公社の電信電話設備

の拡充、改良に必要な資金、及びそれ

につき込みますれば当然負担しなければ

ならない金利負担というものは、加

入者が負担をされる以外には方法がな

い。それを国が負担をして行くという

形は絶対にあり得ないのであります。か

ら、その意味においては加入者負担と

いうものは、時期的に今から少しづつ

値上げをして負担をさせて行くか、将

来できたときにうんと値上げをして負

担をさせて行くかのどちらかなんで

す。それで今度負担されたものは、将

来設備が拡充されて非常にうまく経営

ができるというようになれば、むしろ

その時期に値下げをするということさ

えも可能であるし、今の公社経営とい

うものは、国とは完全に経理の関係で

は独立いたしました。余れば公社に全

部保留できるというようになつておる

のでありますから、その点は私は大き

りかわつてはならないので、なるべく

値上げでもつてまかないたいというこ

とであつたようであります。それに対

して国の立場は、あの当時は国鉄の料

金の値上げやなんかという／＼関連し

て考へて、ことに物価政策やなんかの

面とも総合勘案いたしまして、公社の

考え方のようにそう大幅には上げられ

ないといふことで、一応一割におちつ

いておつたのが、その点今度国の立場

としては、さつき申し上げました資金

事情やなんかとからみ合せてかわつて

来た、こういうことであります。

○松井(政)委員 これは特にお伺いし

なければならぬと思つたのは、経済

上の変化もただいまの説明で一応なさ

れたようであります。しかし預金部資

金が非常に地方等に必要となつて、公

社にまわす分が少くなつたのも一つ

の情勢の変化だとおつしやるようであ

りますが、それならば、この前の国会

と今の国会と比べて、今国会になるま

での間の時期に、預金部資金を地方に

よけい使わなければならぬような地

方の経済状態の変化が一体どこにあつ

たかといふことを、一点お伺いしなけ

ればならぬ。それによつて、政府から

預金部資金を公社に出そうとするもの

が削られて、加入者の負担が増額して

来た、こういうことの説明のようであ

ります。加入者の負担について、あ

のです。従つて復興されたという考えの上で立てば、今料金をうんと値上げをして、経済上の変化が来たら下げればいいじゃないか、あるいは五箇年計画が完成したら下げればいいじゃないか、あとから負担するのにも先に負担するのと同じだという考えが出て来る。しかしわれわれは復興建設、あるいは経営上から見ても、公社そのものは未完成だと考えますから、未完成である限り、公共性を持つ企業体に対しては、建設関係においても、経営上の問題においても、やはり国の力が加わつて、加入者だけに負担をかけるに、国の力が加わつて復興されたときに、初めて加入者の負担のみで正常なる経営が行い得る、こういう考えの方が妥当であります。従つてわれわれは今の電気通信企業そのものが完全無欠な状態になつてゐるとは考えない。大臣のお考え方がすれば、現在完全無欠になつてゐるから、先に負担するのものと負担するのと同じだ、とりあえず今必要な建設資金あるいは改良資金は、先に加入者に負担させてもあととは楽になるのだということですが、この点は私と非常に考え方が違ふ。だからこの点に対する考え方を明らかにしてほしい。

それから第三点は、公社の考え方はかわらないが、政府はかわつたというように端的にいえば受取れる。公社の方はかわる道理がない。公社を預かつてゐる当局は、やはり四百六十億の建設勘定をもつて工事をやらなければ、要するに電信電話の復興も建設もサービスもできないという考え方の上に立つのですから、やはりいづれかのところから資金を持つて来なければならぬ。

らぬ。従つてその資金計画について政府の考え方が違つて変動が起れば別であります。公社自体としては、やはり公社の使命を果すためには考え方がかわる道理はない。政府がかわつたということ以外にはない。政府がかわつたという考え方は、前大臣のときにかわらないで、今度塚田さんが郵政大臣になつてから考え方がかわつた、こういうことに解釈をきたなくとれば、私がこの前質問をしまして、依然として予算委員長塚田さんとしての考え方を踏襲なさるか、郵政大臣本来の姿にかへつて電気通信事業を盛り立てるか、そのいずれかと言つたところから、立場がかわれば考え方がかわりますから、郵政大臣としてやるということとをあなたが言つたことが、速記録に明瞭に残つてゐる。そうすれば、政府の考え方がかわつたというものは、大臣がかわつたからかわつたとも受取られるが、そのかわり方というものは、公社の立場から考えても、利用者の立場から考えても、けしからぬかわり方だと思ふが、この点について明らかにしてほしい。

○塚田國務大臣 なぜ地方に金がいるようになったかということでありまして、これは若干は不成立予算を組みます場合の地方財政計画というものの見方に誤りがあった面もありましようし、その後年度の災害でありますとかいう面もあつて、かなり地方も起債のわくを必要としたという状態に今なつておる。これは現実の状態そのまゝを申し上げるわけでございます。ただし、ここでお断り申し上げておかなければならぬのは、あちらで必要になつたから、それでこつちが振りかへら

れたというようにお考え願つたものでは困るのであつて、こちらはこちらだけで考へて、こういう考え方として持つて行く方が妥当だろう。その結果は、料金を引上げて国の資金が——国の資金といひましても、結局問題になりますのは主としてこれは預金部資金であります。預金部資金をはずせる状態になつたので、それがたま／＼向うに必要が出てゐるのでもあつた、こういうふうにならざるを得ない。

それから将来うんと利益が上るようになったら、値下げをすればいいじゃないかというのには、私は値下げをすることを實現するという考え方で申し上げておるのではなくて、おそらく實際の将来の見通しとしまして、今後だんだんとゆとりができれば、まず設備の改良、拡充ということになると思ふのでありまして、現にこれは今公社が考へておる、政府がそれでよろしかろうと支持しております考え方は、五箇年の拡充計画であります。これを十箇年に延ばし、さらにます／＼もつと拡充、改良しなければならぬと思ふので、實際には値下げをするという形は出て来ないと思ふのですが、考え方としてはそういうことも考へられるのではないかと。どのみち考へましても、電信電話というものの設備がよくなるということ、主として現在の加入者とこれから入られる人の利益なんでありまして、従つてこれのために必要なのは、その人たちに背負つていただくということの方がむしろ正しい。そうかといつて、今まで大分遅れて来たものを一気にそうしようというときに、それを全部加入者に負担させるといふことはやはりできないと思ふ

ので、いづれも非常に困難な公債債券のわくの中から、七十五億はこれに向けなければならぬだろう、こういう考え方は持つておりますし、現に先ほど来非常に問題になつておりました国際電信電話の株式の譲渡代金を、全部これに充てたつぎ込むというような措置もいたしておるような状態なので、全然国がめんどうを見ないという考え方はないのではありません。国もめんどうを見て行く、加入者も自分の負担をして行く、しかもその自分の負担を、でき上つた先に一気に負担するということがでなしに、今から負担をして行く。今から負担をするという理論的なものから考へ方は、拡充されるに従つて、今の入たちが逐次やはり利益をよけい受けられるようになって行かれるのだから、それでいいのじゃないか、こういうふうに実はものを考へておるわけでありまう。そうしてそういうものの考へ方は、予算委員長式のものの考へ方だという御意見であるようでありまうが、私といたしましては、私がそういうふうに考へるようになりましては、は、少くとも私が郵政大臣を拝命いたしましたからそういう考へ方になつたのである、こういうふうに自分としては考へておるわけでありまう。

○松井政委員 それでは次にお伺いをしますが、ただいまの御説明を聞いておると、要するに民間会社であつて公共事業をやつておるものの見方の立場で御答弁なさつてゐるのにならぬ。御承知のように、これは公社でございます。民間の株式会社ではございませぬ。従つて公社というものの性質と、公社というものの経営形態から考へると、いわゆる加入者だけが負担す

ればよろしい、あるいは国も多少負担する、こう言われますが、日本にはいろいろの公社があります。専売公社もあれば、国有鉄道も公社です。それからかわつた公社としては放送協会もある。それから電電公社もある。しかし公社そのものの経営形態というものは、やはり公共性を失つてはならぬというところなんです。同時にやはり民間のいいところを、国有国営と違つて取入れなければならぬ。という場所、能率を上げなければならぬ。ということ、資金繰りがゆたかになつていくことは、民間会社でなくて公社であるから、建設等の費用は国の助けも受けられる、さらに社債等の公募もできる、あるいは利用者に対する負担も簡単。これは民間会社ならば、そう簡単には国はめんどうを見ることができない。国有国営ならば、社債とかでなく、建設その他はやはり国が中心に見なければならぬ。そのまん中を行つて、あらゆる場面から資金の獲得ができるというものが、公社の性質だと思ふ。それと能率を上げるということ、しかし公社である限り、国民全体を利用の対象とすべき独占企業であることは間違いない。従つて独占企業である限り、要するに公社というものの性格である公共性というものは守らなければならぬ。こういう立場から考へれば、公共性を持つものであるとて民間企業であるものの考へ方と、今の公社というものの立場に立つた考へ方と、大臣の考へ方は、ちよつと混同してゐる感じがいたしますが、混同してゐないと思ふれば、たとえば民間会社において公共的な仕事をやつてゐる

交通事業、あるいは電力関係のもの、現在の電電公社の経営形態、それに対する国の考え方の立場というものは、どのように区別をして行くべきかという点をひとつ明らかにしたい。

○塚田國務大臣 これは一般的に公社のものの考え方につきましては、松井委員と私も同じ考え方であつて、おそく違つていないと思ひます。ただ幾つか現在あります公社の中でも、やはり少しずつにおいが違ふのじやないか、この点は電信電話の公社になりまして、今までの日本の持つておる他の公社のあり方とよほど違ひまして、かなり独立採算制の民間企業に近い色彩が出て来たのに対して、この間も私申し上げましたか、わが社が、従来、の公社のあり方をくずすからというので、かなり強く反対したことを記憶しておる。しかし実際に今度自分が担当してみようになつて、なるほど皆さん方がこういう考え方、電信電話公社の場合に強く主張されたのは、理由があつたのだと今感じおるわけである。他の公社、ことに国鉄や何かの公社と一専売は非常に別の目的を持つておられますから別ですが、国鉄なんかの公社と違ひますのは、やはり利用者が非常に大衆全般にわたるか、そうでないかというところに私はあると思ふのであります。もちろん国民全体の利用するものではありますけれども、国鉄などに対する国民の利用の仕方と、電信電話に対する利用、ことに電話の利用の仕方——電話は一応加入しておる者でなければ、百パー

セントに利用できない、こういうふうな状態を考へてみますと、やはりそこ

に違つたものが出て来ているのじやないか、そういう考え方、そこでそういう考え方からすると、私は電信電話公社の場合に比較的に、公社ではあるが、民間企業に近い形のものであるべきであるというように考へておることは間違ひないのではありません。その考え方から出て参りますのが、私の先ほど申し上げましたこの公社の資金は、やはり相当加入者が負担をされる、もちろん国も全然めんどう見ないという考え方ではありませぬ。そこで国がやはりめんどう見ないという事は、これは公社に移管をいたしますとき、あれだけ大きな財産を無償で公社に渡しておるのであります。そうして公社自体には、民間会社とは違ひまして、税金負担なども何もかかつておりません。少くとも相当程度の、また公社としての特質から、国としていろいろなめんどうは、電信電話の公社の場合には見ておるわけでありませぬ。その程度に行き方で行く方が、電信電話の公社の場合としては、一番正しい行き方である、こういうふうな考へておるわけでございます。

○松井(政)委員 そういうものの考へ方から割出したのが、今回の値上げでありますか。

○塚田國務大臣 その通りでございます。○松井(政)委員 それでは次に大臣にお伺ひしますが、今度の値上げについて、利用者の方ではどのようにこの値上げについて輿論を起しておるか、輿論化している声はどのような声になつて

おるか、これを御存じでございますか。

○塚田國務大臣 これは値上げに対するいろいろの反対論を検討いたしておるわけでありませぬ、一つはやはり全体として、漠然とした感じで、値上げというものに対する反対があるのではありません。これは安易に高いよりいいのでありますから、何でも値上げするということになれば、反対されるという事、もう一つは、国の経済政策の一環として、国が低物価政策をとつておるにかかわらず、電信電話を上げるという事は適当でないのじやないかというのがあると思ひます。もう一つ、痛烈な叫びとして出て参つておりますところの反対論は、今度の値上げによりまして非常に大きな負担増加になる人たちにこの声があると思ひます。

私は国策の立場からしての反対論は、今度の値上げが、国の持つておりますそういうものにどのくらい、どういふぐあいに響くかという事を考へておりますが、正確な計数的な整理はできないのであります。そう大きな影響はないのじやないか。考へ方としては反対があつても、その考へ方を取入れて、今度の値上げを一割程度に止めおかなければならぬほど重要なものじやないのじやないかというような考へ方をいたしておるのであります。それから個々の負担が非常に急激にふえるという人たちの反対の立場というものは、考へる必要があると思ひております。しかしこれも先ほど申し上げましたように、その利用によつて利益を受けられるという観点からする

と、御負担願つてもいいのじやないかという考へてありますが、しかしそう

はかりに考へましても、急激に、去年は一億の電話料の負担だつたのが、こ

としは二億というふうになりなるとすると、これはたいへんだ、そういうふうな急激にふえる人たちの立場について、急激な経済変動を個々の企業に与えないという意味において、これは何かしか考へなければならぬのじやないかという事を考へております。その点につきましては、この料率の内部のところでは若干考へる余地があるのじやないかと考へておるということ、先ほど来申し上げた通りであります。これは皆さん方の御意向も伺つて、考へ直す点があれば考へ直したい、こういうふうな考へております。

たのであるか。この原案策定のときの考へ方と、今たび／＼皆さん方の御意見で……とのめかしてあります。その現在の考へ方との相違は、一

つて、これは急激な経済変動を個々の企業に与えないという意味において、これは何かしか考へなければならぬのじやないかという事を考へております。その点につきましては、この料率の内部のところでは若干考へる余地があるのじやないかと考へておるということ、先ほど来申し上げた通りであります。これは皆さん方の御意向も伺つて、考へ直す点があれば考へ直したい、こういうふうな考へております。

○松井(政)委員 それでは次に質問しようと思ふから入ります。そうすればはつきりますから……。あなたは今ほど同僚議員への説明のときに、今度の値上げの内容については多少の不均衡はあるようだ。それは皆様方の御意見で……、こう言う。ただいまは、皆様方の意見を考へながら、内容については多少やはり検討しなければならぬとおつしやつておる。それならば、大げさに言えば国会の意思とい

いますか、そういうところで本法律案の値上げの内容についての修正が行われてもいいという、ものの考へ方をお持ちであるかどうか、これを先にお伺

いします。そうすればたまたまの質問は次にいたしますから……。

○塚田国務大臣 これはもちろん今のところ、料金の表を法律の中に織り込んで出しました場合におきましては、政府としては一応ものの考え方として、こういう考え方ではないかというように考えて出したことは間違いないのでありますが、しかしその後いろいろな各方面の御意向を伺つてみると、やはりこれは考え直さなければならぬ点があるかもしれないという感じを持つておりますので、それが修正という形になつて出て参りますならば、当然皆さんの御意見が修正案としてまとまつて出て来るものをお伺いした上で、これは考えてみよう、こういうふうに思つておるわけでござい

ます。

○松井(政)委員 これを提出をされたときには、これは今の情勢から見て、政府の考え方から見て、公社がやはり経営自身の上に立つて、この内容を持つ値上げが妥当として提出されたものと思ひます。そのときの考え方と、多少考慮しなければならぬという考え方の変化は、一体どこにあるかということをお伺いするのです。

○塚田国務大臣 これは先ほどから申し上げましたように、非常に多数利用なさるものが急激に負担を増加されるというところは、なるほど耐えがたかろう。ことに今日のように経済状態が非常に不況と申しますか、あまりいい景気でないというときには、そういう意味においてはそれはそういう人たちの立場は若干考えなくちやならぬじやないか、こういうふうに思ひます。

○松井(政)委員 それでは法案策定のときには急激に加入者の負担が増加するというところは計算しないでつくつたということの解釈でよろしゅうござい

ますか。

○塚田国務大臣 先ほど申し上げましたように、あのときにはむしろ利用される価値というものを考えたのです。非常に問題になりますのは、結局度数料五円が十円で、これは二割五分の値上げと申しまして、この面では一〇〇%の値上げです。しかし利用される方の利用価値からすれば、この辺はあたりまえじやないかというように考えたのでありますが、その後いろいろな反対意見も伺つてみて、今申し上げますようにこの点は考え直さなくちやならぬというふうに考えておるのであります。

○松井(政)委員 いい意味にかわることはいつでもわかつていたきたいので、われ／＼は歓迎するところであります。そこでもう一つかわり方について問題にするのですが、かりに国会の意思というまた大げさになりますけれども、とにかく出された法律案の修正等の自由は立法府の立場であります。修正されたものについて行政を執行するのがあなたの方の立場でありまして、どういふ修正をするかということについては大臣にお伺いする方が無理でありますからお伺いしませんが、かりに修正をされたとして、公社の建設勘定、設備改良勘定等の変動なくして経営をやろうとすれば、値上率に対する修正が行われれば、いずれかのところから、行われた差額に対する補給をしなければならぬことになりす。その

場合に政府は、一般会計なりあるいは預金部資金から、公社に対して建設資金の援助をするところまで考え方がお

かわりになつておるかどうか、これをお伺いします。

○塚田国務大臣 その点はそのようにはまだ考え方がわかつておらないのであります。多少これを利用者の立場を考へるならば、それはどこか別な面で御負担を願うふうがあるのじやないか。そして総体の収入を確保したい。つまり二割五分程度の増収を何とかして確保したい、そういうような考え方になつておるわけでありす。

○松井(政)委員 それでは立法技術の点でお伺いしますが、公衆電氣通信法の別表だけで、かくのごとき加入者負担を定めることが、法律として正しいと思はれるかどうか、それをお伺いたします。

○成田委員 松井委員、政府委員が答えるそうですが、よろしゅうござい

ますか。

○松井(政)委員 いや、大臣から……(塚田国務大臣「政府委員から聞いて下さい」と呼ぶ)いかぬです。少くともこの提出の責任者は大臣です。責任者が答えないのはいかぬです。この中に三つの要素が盛り込まれて

るのです。

○成田委員 塚田郵政大臣に申し上げ

ます。松井委員の御発言、ごもつともであります。一応まず大臣から御答弁を願ひます。

○塚田国務大臣 どうもただいま政府委員から説明を聞いておりますのと、松井委員の御質問と、私の頭の中でつ

ながらないのですが、どういふことをお尋ねになつておるのですか、もう一度……。

○松井(政)委員 あなたはこれを提出した責任者であるかないか、それを先にお伺いします。

○塚田国務大臣 これはもう間違いない私が責任者であります。

○松井(政)委員 責任者であるならば、要するにこれだけの加入者に負担をさせる料金等の問題を、公衆電氣通信法なる名前の法律案の一番最後の附則別表で定めることが、立法技術として正しいと思はれて出されたのであるかどうかをお伺いする。

○塚田国務大臣 この法律は、結局電信電話に關係しこのいろいろの問題を全部取り込んでおるといふ考え方であつておりますので、料金も、当然電信電話が国民に対してサービスをする場合、その一環になつておるものですか、これはこの中に入れてさしつかえないというふうに考えております。

う判断におちついた、このように御了解願いたいと存じます。

○松井(政)委員 橋本委員の話は速記録にございませんから証拠がございません。これはないと言われればそれまでの話です。それからただいま検討をした結果といいますが、大臣はずいぶん国会には古い方でありませう。しかもあなたは経済政策については有名な方であります。従つて法律技術についてもわれ／＼より先輩のはずです。こういう三つの異なる、全然水と油のやうなものをまとめた法律が正しいと思われませうかどうか、もう一ぺん念のため聞いておきたい。ほくらもこれから大臣の年数国会へ出て仕事をしようと思つておりますから、先輩からよく意見を聞いておかなければならないと思ひますので……。

○塚田国務大臣 これはまあ私は、松井委員のやうなお考えも確かに考え方としてはあると思ひます。しかし絶対にそういう考え方でなければならぬというほどの問題ではないと考へておりますので、考へ方によつてはこゝういふやうな形でものを解決してもいいのではないか、そういうふうに考へておるわけでありませう。

○松井(政)委員 委員長にお伺ひしますが、きようは何時までおやりになるのですか。

○成田委員長 お願ひしたいのですが、きよう文化放送を見学に行くことになつておりますので、でき得れば質問は後日にひとつ延ばしていただきたいと思ひます。

○松井(政)委員 それでは私は大臣への質問を打切るよりしかたがないのですが、予算総則に対する見解を次の機

会に大臣にお伺ひしたいと思ひます。これはあらかじめ申し上げおきます。それでは私も通知をいたしておりますから、お伺ひしたいと思ひますので、私の質問はきようはこれでやめます。次会に譲ります。

○成田委員長 本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時七分散会

昭和二十八年七月八日印刷

昭和二十八年七月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局